

## 一般社団法人日本 CHRO 協会会費規程

本協会は、会員の会費規程を次のとおり定める。

(入会金)

第1条 正会員の入会金は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 11,000 円 (2) 法人会員 220,000 円

(会費)

第2条 正会員の会費は、年額を次のとおりとする。

- (1) 個人会員 13,200 円 (2) 法人会員 220,000 円

2 賛助会員の会費は、年額を次のとおりとする。

一口 55,000 円

ただし、口数については任意とし、相互の協議によりこれを決定する。

(臨時会費)

第3条 特別な資金需要があるときは、社員総会の決議を経て臨時会費を徴収することができる。